

【別添1】

利用拡大“米粉チャレンジ”事業業務委託基本仕様書

1 委託業務名

利用拡大”米粉チャレンジ”事業業務委託

2 事業の趣旨

コロナ禍において主食用米の需要が縮小する中、輸入小麦価格の高騰を背景に、小麦粉等の代替としてパンや麺等の原料となる米粉の利用が注目されている。

米粉は、もちりとした食感を引き出し、揚げ物では吸油率が低く食感や摂取カロリーを改善するほか、グルテンを含まない等の特長があり、中食・外食において需要の拡大が期待されるが、特にパンで製造技術の面で導入が難しく、課題の解決に向けた支援が必要である。

また、米粉の特長を活かした商品の消費者層として、量販店・専門店等のパンや惣菜等の中食の利用者、食育活動において米の多様な食べ方を学ぶ児童・生徒及びその保護者、グルテンフリーを求める消費者などが考えられ、多様なメディアを用いた米粉食品のPRを併せて行い、消費者層の拡大と定着を図る必要がある。

このような中で、消費者が日常的に食し、米粉利用拡大が期待されるパンに着目し、食品製造事業者の米粉パン商品開発力・加工技術力向上を図るとともに消費者の米粉パンへの関心を高め消費拡大を図ること等により、県産米を原料とした米粉（以下「県産米粉」という）の利用拡大の機運を高めるとともに需要の拡大に寄与するものである。

3 業務委託期間

契約締結の日～令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

（1）米粉パン商品開発力向上技術研修会の実施

- ① 対象者：食品製造業者、農産加工事業者、飲食業者等、必要な営業許可等のもと県内において食品の製造・販売を行う者又はその団体（以下「事業者」という）
- ② 方法：集合型研修（4回程度、県内複数地域での開催を想定）
- ③ 委託内容：米粉パン商品の新規開発や既存商品の改良に係る講習会（米粉の種類、米粉の特長を活かす加工技術、米粉商品の販売拡大・販路開拓手法等）の企画・受講者の募集・運営
- ④ その他：
 - ・ 実施内容、講師選定、会場、教材等の準備は、県と協議のうえ受託者が行うこと。

【別添1】

(2) 県産米粉食品の販売促進キャンペーンの展開及び情報発信

①目的:食品製造事業者の米粉パン製造技術の向上及び米粉パンを中心とする米粉食品に対する消費者の関心を高めることで県産米粉食品の購買促進を図る

②委託内容:

ア. 全国米粉パンコンテスト開催を軸とした販売促進キャンペーン

(令和5年10月下旬～令和6年2月)の実施

- ・ コンテスト、キャンペーンの企画・運営、事業者の参加募集
※県内外の米粉パン事業者が参加したくなる地元産米粉を活用した米粉パンコンテストの企画を立案し、実施方法(消費者参加型投票、インフルエンサー・著名人による顕彰など)を工夫することで、米粉パンに注目が集まる内容であること。
- ・ 販促資材等の作成や各種メディアを用いた消費者への情報発信
※店頭におけるPRの工夫(販促資材の作成等)により常に消費者の関心を高め、事業者・消費者双方がSNS等で発信したくなるよう工夫すること。

イ. 上記アのキャンペーンと連動した販促イベント(2回程度)の開催

イベントの企画・運営、参加者の募集及び必要事項の連絡・調整

- ※ 消費者等を対象とし、コンテストエントリー商品を中心とした米粉パン商品の販促イベントを実施し、コンテストのPRや米粉パンの普及に資すること

ウ. 多様な媒体や手法を用いた効果的な情報発信

米粉の消費拡大につながる情報の発信

- ※ 上記キャンペーンと連動した県産米粉食品のPRや、米粉パン以外の家庭での米粉消費拡大につながる利用方法(家庭向けレシピ等)の提案等を行う内容とすること。

(3) 留意事項

- ・ 山形県と業務内容に関する具体的な協議を行い、業務を実施すること。
- ・ チラシ等の作成、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会等のホームページ、フェイスブック、インスタグラムの活用のほか、消費者のライフスタイルに合わせた各種メディア(テレビ、雑誌、新聞、各種広告)の活用やインフルエンサーの起用等で露出の拡大に努め、効果的に本県産米粉食品をPRし、集客・購買促進、消費者層の拡大を図ること。
- ・ 必要に応じ、作成した家庭向けレシピや写真等について、県への譲渡ならびに米粉普及拡大のために県及び関係団体が二次利用することについて書面で承諾を得ること。
- ・ 本事業業務委託以外で行う県の県産米粉利用/拡大関連事業(令和5年度山形のうまいもの商品開発支援事業等)との連携を図ること。

【別添1】

5 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況等を記載した業務完了報告書を2部提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に十分に留意し、参加者等の感染対策を適切に講じること。
- (3) 業務遂行上必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用することとするが、これにより難しい場合は、リースレンタルにより対応すること。
- (4) 製作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続き等については、全て受託者が行うこと。
- (5) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (6) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (9) 当該業務に係る関係書類・会計帳簿を備え付けるとともに、通常業務等の経理と明確に区分して、委託料の使途が明らかになるよう経理を行うこと。また、支出の内容を証する書類等を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了する日の属する年度の末日から5年間保管し、県等の要求があった場合は、いつでも閲覧に供することができるようにしておくこと。

【別添1】

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。